

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公表番号】特表2009-503020(P2009-503020A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-524499(P2008-524499)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/496	(2006.01)
C 0 7 D	235/26	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/357	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/496	
C 0 7 D	235/26	C
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	9/04	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	31/357	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年12月25日(2012.12.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

肥満症の治療及び/又は予防のための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバシンセリンの使用。

【請求項 2】

外因性肥満症、高インスリン性肥満症、高血漿性肥満症、骨端軟骨板性肥満症、低血漿性肥満症、甲状腺低下性肥満、視床下部性肥満症、症候性肥満症、乳児肥満症、上半身肥満症、食事性肥満症、低生殖巣性肥満症及び中心性肥満症からなる群より選ばれる肥満症の治療及び/又は予防のための請求項1記載の使用。

【請求項 3】

体重減少を促進、増大又は容易にするための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用。

【請求項 4】

体重増加を抑制又は予防するための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用。

【請求項 5】

食欲を抑制又は低下させるための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用。

【請求項 6】

肥満症に関連した疾患及び/又は障害を治療及び/又は予防するための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用。

【請求項 7】

肥満症に関連した疾患及び/又は障害がメタボリック症候群（シンドロームX）、高血圧症、変形性関節症、糖尿病及び糖尿病の合併症からなる群より選ばれる、請求項6記載の使用。

【請求項 8】

a) フリバンセリンではない活性物質であって、糖尿病の治療用活性物質、糖尿病の合併症の治療用活性物質、肥満症の治療用活性物質、高血圧症の治療用活性物質、高脂血症の治療用活性物質、脂質異常症の治療用活性物質、関節炎の治療用活性物質からなる群より選ばれる活性物質を含む第1医薬組成物、

b) 上記疾患の治療のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む第2医薬組成物、及び

c) 両組成物のための容器
を含むキット。

【請求項 9】

抗肥満化合物がオーリスタッフ、フェンテルミン、シブトラミン及びトピラマート又はこれらの薬理学的に許容可能な塩からなる群より選ばれる、請求項8記載のキット。

【請求項 10】

遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む、肥満症の治療及び/又は予防するための医薬組成物。

【請求項 11】

遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む、体重減少を促進、増大又は容易にするための医薬組成物。

【請求項 12】

遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む、体重増加を抑制又は予防するための医薬組成物。

【請求項 1 3】

遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む、食欲を抑制又は低下させるための医薬組成物。

【請求項 1 4】

遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む、肥満症に関連した疾患及び/又は障害を治療及び/又は予防するための医薬組成物。

【請求項 1 5】

a) フリバンセリンではない活性物質であって、糖尿病の治療用活性物質、糖尿病の合併症の治療用活性物質、肥満症の治療用活性物質、高血圧症の治療用活性物質、高脂血症の治療用活性物質、脂質異常症の治療用活性物質、関節炎の治療用活性物質からなる群より選ばれる活性物質、及び

b) 遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む医薬組成物。

【請求項 1 6】

肥満症の治療用活性物質がオーリスタッフ、フェンテルミン、シブトラミン及びトピラマート又はこれらの薬理学的に許容可能な塩からなる群より選ばれる、請求項 1 5 記載の医薬組成物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 7】

別の実施態様では、本発明は、体重減少を促進、増大又は容易にするための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用に関するものである。

さらに、本発明は、体重増加を予防するための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用に関するものである。

別の実施態様では、本発明は、食欲を抑制又は低下させるための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用に関するものである。

別の実施態様では、本発明は、肥満症に関連した疾患及び/又は障害、例えばメタボリック症候群（シンドロームX）、高血圧症、変形性関節症、糖尿病、特にII型糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性ニューロパシー、糖尿病性腎症などの糖尿病の合併症、インスリン抵抗性、異常ブドウ糖耐性、脳出血、心臓病、心不全、動脈硬化症、関節炎、膝関節の炎症、脳卒中及び脂質異常症、好ましくはメタボリック症候群、糖尿病及び脂質異常症を治療及び/又は予防するための薬剤の製造のための、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンの使用に関するものであり、遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを治療上有効な量投与することを含む。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 5】

キットの代わりに、本発明のフリバンセリン及び第2活性物質を1つの剤形で組み合わせてもよい。したがって、本発明は、また遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリン及びフリバンセリンではない第2活性物質であって、糖尿病の治療用活性物質、糖尿病の合併症の治療用活性物質、肥満症の治療用活性物質、高血圧症の治療用活性物質、動脈硬化症などの高脂血症の治療用活性物質、動脈硬化症などの脂質異常症の治療用活性物質、関節炎の治療用活性物質からなる群より選ばれる第2活性物質を1つの剤形に含む組成物に関するものである。

好ましくは、本発明は、またa)1つ又は2つ以上の、好ましくは1つの肥満症の治療用活性物質、好ましくはオーリスタッフ、フェンテルミン、シブトラミン及びトピラマート及びb)遊離塩基、薬理学的に許容可能な酸付加塩及び/又はこれらの水和物及び/又は溶媒和物の形態であってもよいフリバンセリンを含む組成物に関するものである。

上記キット及び組成物は、外因性肥満症、高インスリン性肥満症、高血漿性肥満症、骨端軟骨板性肥満症、低血漿性肥満症、甲状腺低下性肥満、視床下部性肥満症、症候性肥満症、乳児肥満症、上半身肥満症、食事性肥満症、低生殖巣性肥満症及び中心性肥満症のような肥満症の治療及び/又は予防のために、並びに体重減少を促進、増大又は容易にするために、体重増加を予防するために、及び食欲を抑制又は低下させるために使用することができる。

さらに、上記キット及び組成物は、肥満症に関連した疾患及び/又は障害、例えばメタボリック症候群(シンドロームX)、高血圧症、変形性関節症、糖尿病、特にII型糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性ニューロパシー、糖尿病性腎症などの糖尿病の合併症、インスリン抵抗性、異常ブドウ糖耐性、脳出血、心臓病、心不全、動脈硬化症、関節炎、膝関節の炎症、脳卒中及び脂質異常症、好ましくはメタボリック症候群、糖尿病及び脂質異常症を治療及び/又は予防するために使用することができる。